会員の皆様

先日5/18に開催された総会の席で、東京エースの後藤社長からご連絡をいただきました都庁観光部訪問の件につきまして、

その内容を後藤社長了承のもと、会員の皆様に情報共有させていただきます。

以下、後藤社長からご報告いただきました内容です。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

5/23（火）　午前10時　都庁労働局観光部振興課　訪問

お電話くださった女性の方（課長代理）と、名札をチラ見せするだけの男性のお二人が応対してくださいました。

そもそも何故都庁から呼び出しがあったのか？に関しましては、現在、東京エースさんは日本旅行業協会（JATA）にも

全国旅行業協会（ANTA）にも加入していないため、通報者からの指摘事項を都庁が伝えることになったそうです。

【通報者からの指摘事項は以下①～⑦です】（※→青文字にて記したアドバイス等は、ほぼ都庁男性の方の見解です）

①加入旅行業協会名

→①「通報者が誤認しているようで、御社は協会に属していないので問題なし」と言われました

②旅行の目的地及び日程に関する事項

③旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊または食事のサービスに関する事項

→②③（弊社パンフを見つつ）「書いてあるからいいんじゃないの？」との事でした

ただし、現地集合で現地解散という事を明確に表示した方が良いだろうとのアドバイスあり

④旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項

→④「通報者の意図が分からない」との事で有耶無耶に終わりました

    私から『弊社はお客さまから手数料をいただいていない』事はご説明しました

⑤旅程管理業務を行う者の同行の有無

→⑤添乗員が付かないことを明記すること（全部同じなら巻末に1ケ所記載でかまわない）

⑥最少催行人員

→⑥パンフレット等に明記すること

⑦最低価格を掲載する場合は最高額も掲載（表紙に最低価格しか載せていません）

→⑦追加料金が発生した場合に上限がないことを説明したところ、はじめは「追加料金によっては云々と表示すれば良い」と

   おっしゃったものの、最後は「上限が無いんだから書けないよね」で終わってしまいました。

さらに弊社のパンフレットの『交通費支給！！』というコピーを見て、「これは旅行商品じゃないよね～」とも言われました。

要するに７項目についての掲載がないことが通報者の方からの指摘項目にあるので改善するように、とのお話でした。

他にも「管理者がいないにも関わらず、登録しているのではないか？」という内容の通報もあったとの事。

（この点は、観光部の担当さんが回答済みだそうです。）

そもそもの旅行業登録に至った経緯と商品の性格を簡単に説明し、可能な点は修正していこうとは考えている旨を伝えました。

都庁男性の方からは、「旅行業登録をやめちゃえばいいんじゃないか？」という発言まで出ましたが、

とりあえずは、「一見してわかる『管理者氏名の記載がない点』は直さなければダメ」との事。

「ホームページ上は速やかに修正、パンフレットには差し込みなどで修正できないか？」とのご指摘でした。

パンフレットは、配布し切っている事と次回秋の発行では対処するので容認して欲しいと申し上げ、ご理解いただきました。

文面では厳しく指導されたようになってしまいますが、実際には結構曖昧な指導でした。

弊社に関しては、来週までにホームページ上の修正箇所（予定も含め）をご報告するお約束をして失礼してきましたが、

最後に都庁課長代理より

○観光庁にも、合宿免許の旅行業登録から通報の状況まで報告しています。

○同業社は他県にもあると思うので、都だけで判断できる範囲に留まらずに対応できるようにエージェント協会として

 観光庁への問いかけをされてはどうか？

○お墨付きがあれば、通報者にも毅然と対応できるので、観光庁への対応を勧める。

とのご意見をいただきました。

私見ですが、観光庁には当たらず触らずというご意見に賛同してはおりますが、もはや触ってみて落ち着きどころを

探ってみるのはいかがでしょうか？

会員の旅行業登録の有無があるので、難しいところだとは思いますが。。。

→後藤社長のこのご意見に対しましては、時野理事長より次回理事会で協議すると回答されました。

今回の通報内容は、比較的簡単な条文に関するものだったので、まだまだ勉強を進めておいでなのかもしれません。

幸か不幸か、明確に「コレをこう直せ！」という指示をいただけなかったので、まとまりのない内容になりました。

また、何かお達しがあったらご報告いたします。

長々と失礼いたしました。